

出資金加入に伴う同意事項

2023年10月2日現在

帯広信用金庫の出資金加入に際しては、以下の事項に同意いただく必要があります。

なお、出資金加入申込書提出後は、当金庫が同意・承諾することにより契約が成立するものとします。

反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意

私（当社）は、現在、次の1および2のいずれにも該当しないことを表明し、ならびに将来にわたっても該当しないことを確約します。また、私（当社）は、自らまたは第三者を利用して次の3のいずれにも該当する行為を行わないことを確約します。

私（当社）は、次の1または2のいずれかに該当したときは、定款の規定により会員資格を喪失することを確認します。また、私（当社）は、自らもしくは第三者を利用して次の3のいずれかに該当する行為をしたとき、または上記1および2についての表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したときは、定款の規定により除名となることを確認します。

なお、これにより私（当社）に損害が生じた場合でも、帯広信用金庫（以下「信用金庫」という。）になんら請求をしません。また、信用金庫に損害が生じたときは、私（当社）がその責任を負うものとします。

1. 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）
2. 次の各号のいずれかに該当する者
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
3. 自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をしたとき
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて信用金庫の信用を毀損し、または信用金庫の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

リスク説明に関する同意

1. 出資金は、市場で流通している株式とは異なり多くの制約があります。出資証券の譲受・譲渡や売買は、信用金庫法に基づき当金庫の承諾がないとできません。また、質入れやその他担保とすることもできません。
2. 出資証券の譲受・譲渡は、当金庫が承諾し、会員資格を有する者に対してのみ行うことができます。また、譲渡（払戻し）のご依頼がありましても、その出資金を引き受ける方の申し出（譲受等）がなければ払戻しできませんが、当金庫に買い取りを請求することができます。この場合は「その請求の日から6ヶ月を経過した日以降に到来する事業年度末（通常は3月31日）」と定められており、払戻しまでに最長で約1年6ヶ月を要する場合があります。（信用金庫法第16条、当金庫定款第13条）
3. 新規加入、増額、譲受のご依頼がありましても、同日までに既存加入者より譲渡の申し出がない時は、ご依頼日と出資証券発行日が異なる場合があります。
4. 会員（お客様）に当金庫の債務が存在し、6ヶ月以上元金金のご返済が滞った場合は、出資金持分の払戻しを停止することがあります。または、総代会の決議により会員の地位を喪失し、喪失後、払戻金に対し当金庫の債務に充当することがあります。
5. お届けの住所、居所、勤務先に変更が生じた場合は、当金庫までご連絡ください。ご連絡がない場合、以後の通知を行わないことがあります。また、住所、居所、勤務先のすべてが地区外となった場合は、会員資格を失い法定脱退扱いとなります。
6. 出資金は、預金と同じではありません。預金保険法による保護の対象外です。
7. 配当率は、毎年3月31日の決算状況により総代会で承認を受け決定されますが、毎年一定ではありません。
8. 配当金は、合併等の特別な要因がない限り3月31日現在の加入者に1年分をお支払いします。決算期の途中で譲渡した場合の配当金は受けられません。
9. 新規加入・増額申し出で増資扱いとなる場合、配当金は加入日から3月31日までの日割計算となります。

届出印鑑に関する同意

1. この出資取引に関する届出印は、私（当社）が貴金庫に別途届出した「共通印鑑票」の届出印と同一とします。
2. 共通印鑑票と異なる印章を使用する場合は、貴金庫の定める「出資取引印鑑票」を別途届出いたします。

以上